教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(県議会議案「財産の取得 について」に対する意見)

教育支援課

1 概 要

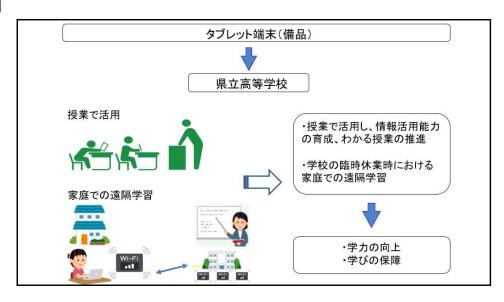
令和3年第4回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「財産の取得について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年6月7日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「財産の取得について」の概要

低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として、タブレット端末10,650台及び充電保管庫254台を購入整備する。

- ・品 名 タブレット端末及び充電用保管庫
- 数量 タブレット端末10,650台、充電保管庫254台
- •契約予定金額 395,450,000円(内消費税35,950,000円)
- 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畔上修一

【参考】



3 臨時代理した意見の内容

議案「財産の取得について」は、異議がない旨を回答した。

乙第8号議案

財産の取得について

県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫を、次のとおり取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 タブレット端末及び充電用保管庫
- 2 数 量 タブレット端末10,650台、充電用保管庫254台
- 3 契 約 金 額 395,450,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畔上修一

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理由

県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫の取得については、議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議 決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第8号議案 財産の取得について(タブレット端末及び充電用保管庫)

【議案提出の理由】

県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 品 タブレット端末及び充電用保管庫
- 2 数 量 タブレット端末10,650台、充電保管庫254台
- 3 契約予定金額 395,450,000円 (内消費税35,950,000円)
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畔上修一

【説明】

低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として、タブレット端末10,650台及び 充電保管庫254台を購入整備する。

